

品種保護出願関連法規

1) 植物新品種保護法第30条(品種保護の出願)

① 品種保護出願人は共同部令で定める品種保護出願書に次の各号の事項を書き農林畜産食品部長官または海洋水産部長官に提出しなければならない。

1. 品種保護出願人の姓名と住所(法人である場合にはその名称、代表者氏名および営業所の所在地)
2. 品種保護出願人の代理人がいる場合にはその代理人の氏名・住所または営業所所在地
3. 育成者の氏名と住所
4. 品種が属する植物の学名および一般名
5. 品種の名称
6. 提出の年月日
7. 第31条第3項の事項(優先権を主張する場合のみ書く)

② 第1項による品種保護出願書には次の各号の事項を添付しなければならない。

1. 品種の特性および品種育成過程に関する説明書
2. 品種の写真
3. 種子試料。この場合種子試料が苗木、栄養体または水産植物である場合その提出時期・方法などは共同部令で定める。
4. 品種保護の出願手数料納付証明書

③ 第21条第2項により品種保護を受けることができる権利が共有である場合は、共有者すべてが共同で品種保護出願をしなければならない。

④ 第2項第1号の規定による品種の特性と育成の過程を書くために必要な事項は、大統領令で定める。

2) 植物新品種保護法施行規則第40条(品種保護出願書)

法第30条第1項の規定により品種保護を受けようとする者は、別紙第19号書式の品種保護出願書に次の各号の書類および種子試料を添付し、山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長へ提出しなければならない。

1. 品種の写真
2. 種子試料。ただし、種子試料が苗木、栄養体または水産植物である場合には栽培試験適期などを考慮して山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長が別に提出を要請した時期に提出を要請した場所へ提出しなければならない。
3. 品種保護出願手数料納付証明書1部
4. 優先権主張手数料納付証明書1部(優先権を主張する場合のみ該当する)
5. 権利に関する持分を証明する書類1部(持分が約定されている場合のみ該当する)

6. 代理権を証明する書類1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)
7. 「遺伝子組換え生物の国境を超える移動等に関する法律」第8条第3項の規定による
リスク性審査書1部(遺伝子組換え品種である場合のみ該当する)

1. 品種保護出願書

■ 植物新品種保護法施行規則[別紙第19号書式]

品種保護出願書

受け付け番号	受付日	処理期間	10日
出願人 34へーｼ	氏名 (ハングル) 홍길동 (英文) Hong gil dong	生年月日 1234.56.78 (外国人は国籍)	
	住所 (ハングル) 경기도 안양시 만안구 안양로 184 (英文) 184, Anyang-ro, Manan-gu, Anyang-si, Gyeonggi-do	電話番号 031-467-0111	
	持分 36へーｼ		
代理人 36へーｼ	氏名 (ハングル) (英文)	生年月日 (外国人は国籍)	
	住所 (ハングル) (英文)	電話番号	
育成者 36へーｼ	氏名 (ハングル) (英文)	生年月日 (外国人は国籍)	
	住所 (ハングル) (英文)	電話番号	
品種が属する作物の学名および一般名 37へーｼ			
品種の名称 (ハングル) (英文) 37へーｼ			
「植物新品種保護法」 第31条第3項による優 先権主張 37へーｼ	出願国名	出願日	出願番号
	証明書類	[] 添付 [] 未添付	
品種の特性説明	(別紙使用) 42へーｼ		
品種育成過程の説明	(別紙使用) 39へーｼ		
「植物新品種保護法」第30条第1項および同法施行規則第40条の規定により上記のように品種保護出願します。			
		年 月 日	
出願人(代理人)		(署名または印)	
山 林 庁 長 国 立 種 子 院 長 国 立 水 産 科 学 院 長		貴下	

添付書類	1. 品種の写真 2. 種子試料(種子試料が苗木、栄養体または水産植物である場合には栽培試験適期などを考慮して山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長が別に提出を要請した時期に提出を要請した場所に提出しなければならない) 48 ^h →ジ ^h 3. 品種保護出願手数料納付証明書1部 37 ^h →ジ ^h 4. 優先権主張手数料納付証明書1部(優先権を主張する場合のみ該当する) 5. 権利に関する持分を証明する書類1部(持分が約定されている場合のみ該当する) 6. 代理権を証明する書類1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当する) 7. 「遺伝子組換え生物の国境を超える移動等に関する法律」第8条第3項の規定によるリスク性審査書 1部(遺伝子組換え品種である場合のみ該当する) 8. 出願人の持分を証明する書類 1部(持分を定める場合のみ該当する)	手数料 3万8千 ウォン
------	---	--------------------

※ 「品種保護出願書」作成要領

1. 書式のうち該当事項がない欄は、書式から削除し、出願人・代理人および育成者が2名以上の場合のように必要な場合には該当欄を追加して書かなければならない。
2. 『出願人』、『育成者』欄は、出願人と育成者の氏名、生年月日(外国人は国籍)、住所をハングルと英文で書かなければならない。英文はハングルの英文表記の場合、文化体育観光部告示2000-8号「国語のローマ字表記法」により音のまま書く、外国語の場合原語そのまま書く。また、育成者が出願人と同一の場合には“出願人と同一”と書くことができる。
3. 『手数料』欄には出願書提出時納付する品種保護出願手数料金額を書く。また、納付領収証(書類添付用)は出願書表紙裏側に添付しなければならない。
4. 同一出願人が同時(同一日)に二つ以上の出願を行う場合には区別を易しくするため付記番号を下記の例のように表示しなければならない。

〔例〕 品種保護出願書(1)、品種保護出願書(2)

5. 委任状(代理権を証明する書類)は、正当な権利者が代理人を選任して出願する場合に、提出するものとして「植物新品種保護法施行規則」第3条に規定されている別紙第1号書式により作成しなければならない。
6. 『「植物新品種保護法」第31条第3項による優先権主張』欄は、外国の最先出願により優先権を主張する場合のみ記入する(該当事項がない場合には記入しない)。
7. 優先権を主張する者は外国に出願したことで優先権主張の基礎になる出願の出願国名、出願日、出願番号を書き、“証明書類”欄では優先権証明書類を出願と同時に提出する場合には“添付”欄に、該当証明書類を出願後に提出する場合には“未添付”欄にそれぞれその旨表示しなければならない。
8. 2人以上の正当な権利者が共同で出願する場合において、相互間に持分が約定されて

いる場合には“持分”欄に“△ / □”のように持分内容を分数で書き、これを証明する書類を添付しなければならない。

9. 『品種の属する植物の学名および一般名』欄には品種が属する植物の学名および一般名を下記の例のように明確に記入する。

〔例〕学名：Allium cepa L., 一般名：玉葱

10. 『品種の名称』欄には育成者が育成した品種の名称を1個のみハングルと英文で記入する。ハングルの英文表記の場合、文化体育観光部告示2000-8号「国語のローマ字表記法」によって音のまま記入、外国語のハングル表記の場合にも外国語をハングルで音のまま記入する。

〔例〕ハングル品種名：統一(Tongil)、外国品種名：Yellow king(イエロウキング)

11. 『品種の特性説明』欄および『品種育成過程の説明』欄には「植物新品種保護法施行令」第33条による品種説明などに関する事項を該当分野の専門知識を持つ人が容易に理解できる程度に詳しく書くべきであり、遺伝子組み換え品種である場合にはその旨を書かなければならない。
12. 未成年者・被青年後見人または被限定後見人が法定代理人により出願する場合には出願書の“出願人”欄の次に“法定代理人”欄を作り記入、法定代理人の氏名、生年月日と住所を記入する。法定代理人であることを証明する書類は未成年者(出願人)と法定代理人と一緒に表す住民登録票謄本または家族関係証明書などを出願書に添付して提出しなければならない。
13. 第三者の許可・認可・同意または承諾が必要な場合にはその証明書類を添付しなければならない。
14. 2人以上の出願人が共同で出願する場合、代表者選任の申告を出願と同時にを行う場合には代表者として選任された出願人を『出願人』欄の1番目の欄に書き、添付書類欄には証明書類内容を書き、代表者であることを証明する書類を添付しなければならない。
15. 代理人が出願人全員を代理しない場合には『代理人』欄を『出願人〇〇〇の代理人』のように書かなければならない。